

# 体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

## 緒方総合運動公園の使用料金が 値上げとなります

施設名称	利用単位	市民の方の使用料	市外の方の使用料
多目的グラウンド	1時間（半面）	370円	1,110円
	1時間（全面）	750円	2,250円
多目的グラウンド 照明施設	1時間（半面）	1,250円	2,500円
	1時間（全面）	2,500円	5,000円
多目的グラウンド 放送設備	1回	250円	750円

### 【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会  
社会教育課

TEL 0974-22-1154

# 体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

## 緒方総合運動公園の使用料金が **値上げ**となります

施設名称	利用単位	市民の方の 使用料	市外の方の 使用料
正規テニスコート	1時間（1面）	370円	1,110円
練習用テニスコート	1時間（1面）	120円	360円
正規テニスコート 照明施設	1時間（1面）	370円	740円
練習用テニスコート 照明施設	1時間（1面）	120円	240円

### 【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会  
社会教育課

TEL 0974-22-1154

# 体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

## 緒方総合運動公園の使用料金が 値上げとなります

施設名称	利用単位	市民の方の 使用料	市外の方の 使用料
ゲートボール場	1時間（1面）	120円	360円

### 【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会  
社会教育課

TEL 0974-22-1154

# 体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

## 緒方総合運動公園の使用料金が 値上げとなります

施設名称	利用単位	市民の方の 使用料	市外の方の 使用料
野球場	1時間	500円	1,500円
野球場照明施設	1時間	3,130円	6,260円
野球場放送設備	1回	620円	1,860円

### 【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会  
社会教育課

TEL 0974-22-1154